

広島県警察本部告示第11号

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月18日

広島県警察本部長 森 内 彰

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示

広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年広島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2 この規程で、「警察庁舎」とは、次の各号に掲げる庁舎及びその附属施設並びに敷地をいう。 (1)～(4) 略</p> <p>(5)～(10) 略 <u>(11) 航空隊庁舎 広島市西区観音新町四丁目9番34号に所在する庁舎をいう。</u> <u>(12) 航空隊広島空港庁舎 三原市本郷町善入寺94番地の22の広島県警察航空隊が使用する庁舎をいう。</u> (13)・(14) 略</p> <p>(庁舎取締りの所掌) 第3条 警察庁舎の庁舎取締事務は、次の各号に掲げる庁舎（共用部分（各課室隊所の専用部分以外の部分をいう。）を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める課隊所の長（当該課隊所の長が指名する者を含む。）及び警察学校長がそれぞれ総括する。 (1)～(3) 略</p> <p>(4)～(7) 略 <u>(8) 航空隊庁舎及び航空隊広島空港庁舎警備部警備課長</u> (9)・(10) 略 2 略</p> <p>(開門時刻及び閉門時刻) 第9条 次に掲げる庁舎の開門及び閉門の時刻は、次のとおりとする。</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この規程で、「警察庁舎」とは、次の各号に掲げる庁舎及びその附属施設並びに敷地をいう。 (1)～(4) 略 <u>(5) 航空隊庁舎 広島市西区観音新町四丁目9番34号に所在する庁舎をいう。</u> <u>(6) 航空隊広島空港庁舎 三原市本郷町善入寺94番地の22の広島県警察航空隊が使用する庁舎をいう。</u> (7)～(12) 略</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(庁舎取締りの所掌) 第3条 警察庁舎の庁舎取締事務は、次の各号に掲げる庁舎（共用部分（各課室隊所の専用部分以外の部分をいう。）を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める課隊所の長（当該課隊所の長が指名する者を含む。）及び警察学校長がそれぞれ総括する。 (1)～(3) 略 <u>(4) 航空隊庁舎及び航空隊広島空港庁舎地域部地域課長</u> <u>(5)～(8) 略</u></p> <p>(9)・(10) 略 2 略</p> <p>(開門時刻及び閉門時刻) 第9条 次に掲げる庁舎の開門及び閉門の時刻は、次のとおりとする。</p>

庁 舎	開 門 時 刻	閉 門 時 刻
略		
別館光南 庁舎	午前7時30分	午後6時30分
略		
別館出島 庁舎	当該庁舎にお ける執務開始 時	当該庁舎にお ける執務終了 時
航空隊庁 舎	常時閉門（必要に応じて開門）	
航空隊広 島空港庁 舎		
略		

2 略

庁 舎	開 門 時 刻	閉 門 時 刻
略		
別館光南 庁舎	午前7時30分	午後6時30分
航空隊庁 舎	常時閉門（必要に応じて開門）	
航空隊広 島空港庁 舎		
略		
別館出島 庁舎	当該庁舎にお ける執務開始 時	当該庁舎にお ける執務終了 時
略		

2 略

附 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。